

太宰府市中央公民館 定期団体利用基準

（目的）

第 1 条 太宰府市中央公民館を定期的に利用することを希望する団体に対して施設を公平に提供し、利用者の福祉の増進と生涯学習の機会の積極的な提供をはかることを目的とする。

（定期団体の定義）

第 2 条 太宰府市中央公民館の定期団体は次の要件を備えたものとする。

1. 団体の構成は 10 人以上を原則とし、当施設において各種講座・講習会等を行うもの。
2. 利用者は市内在住または在勤であること。但し、館長が認めた場合は、その他のものでも利用することができる。

（施設の提供）

第 3 条 所定の手続きを経て施設利用を申請する場合に、次の基準により利用を許可する。

1. 定期団体の利用は原則として週 1 回以内とし、1 回の使用は午前・午後・夜間の一区分以内とする。但し、団体の申し入れにより館長が必要と認めるときは、施設の運営に支障のない範囲において利用回数及び利用時間を増やすことができる。
2. 定期団体が、前号における区分の他に利用を希望する場合は、一般利用団体の使用申込と同じ取扱いのうえ、利用を許可する。
3. 同一の定期団体が、同じ区分で施設を利用できる年限は連続 3 年までとする。但し、施設利用に余裕等がある場合は、館長は引き続き利用を許可することができる。
4. 利用できる部屋は研修室、会議室、視聴覚室、実習室、和室とする。但し、一般利用団体の利用の妨げとならず、かつ館長が認めた場合は、その他の部屋も利用することができる。
5. 会費については、 $(\text{講師謝礼金} \times \text{回数} + \text{運営費}) \div \text{人数} = \text{会費（月額）}$ とし、上限を 5,000 円とする。
6. 講師謝礼については、1 時間あたり原則として 5,000 円を上限とする。
7. 非常災害時等において、館長が必要と認めた場合は、当該期日及び施設利用を変更または中止させることがある。

（利用上の遵守事項）

第 4 条 利用者は次の事項を守らなければならない。著しく守られないと認めた場合は、館長は当該団体の利用予約のすべてを取り消すことができる。

1. 館長が提出を求める書類を提出すること。
2. 利用にあたっては、別紙「利用にあたってのお願い」を遵守するとともに、その他については職員の指示に従うこと。

(利用許可の取り消し)

第5条 館長は許可したものについても、この基準に違反した団体に対して許可の取り消しを行うことができる。

付 則

この利用基準は、平成9年4月1日から適用する。

この利用基準は、平成28年7月1日から修正適用する。

この利用基準は、令和元年10月1日から修正適用する。